

ごみ処理機設置事業者に 補助金 を交付します

≧ 最大**300万円**補助 ≦

3つのメリット

廃棄
コスト
削減

CO₂
削減

衛生面
の改善

家庭用のごみ処理機を
事業所で使用する場合
でも、下記の条件を満
たすものは補助金の対
象になります！



対象者

- ①市内に事業所を有するもの
- ②当市に納付すべき市税の滞納がないもの

処理機 対象

生ごみやおむつ等の事業系一般廃棄物を、発酵、加熱、乾燥等の方法により、減量・分解・堆肥化することが可能なもので、減容率80%以上のもの(ディスポージャーを除く)

補助額

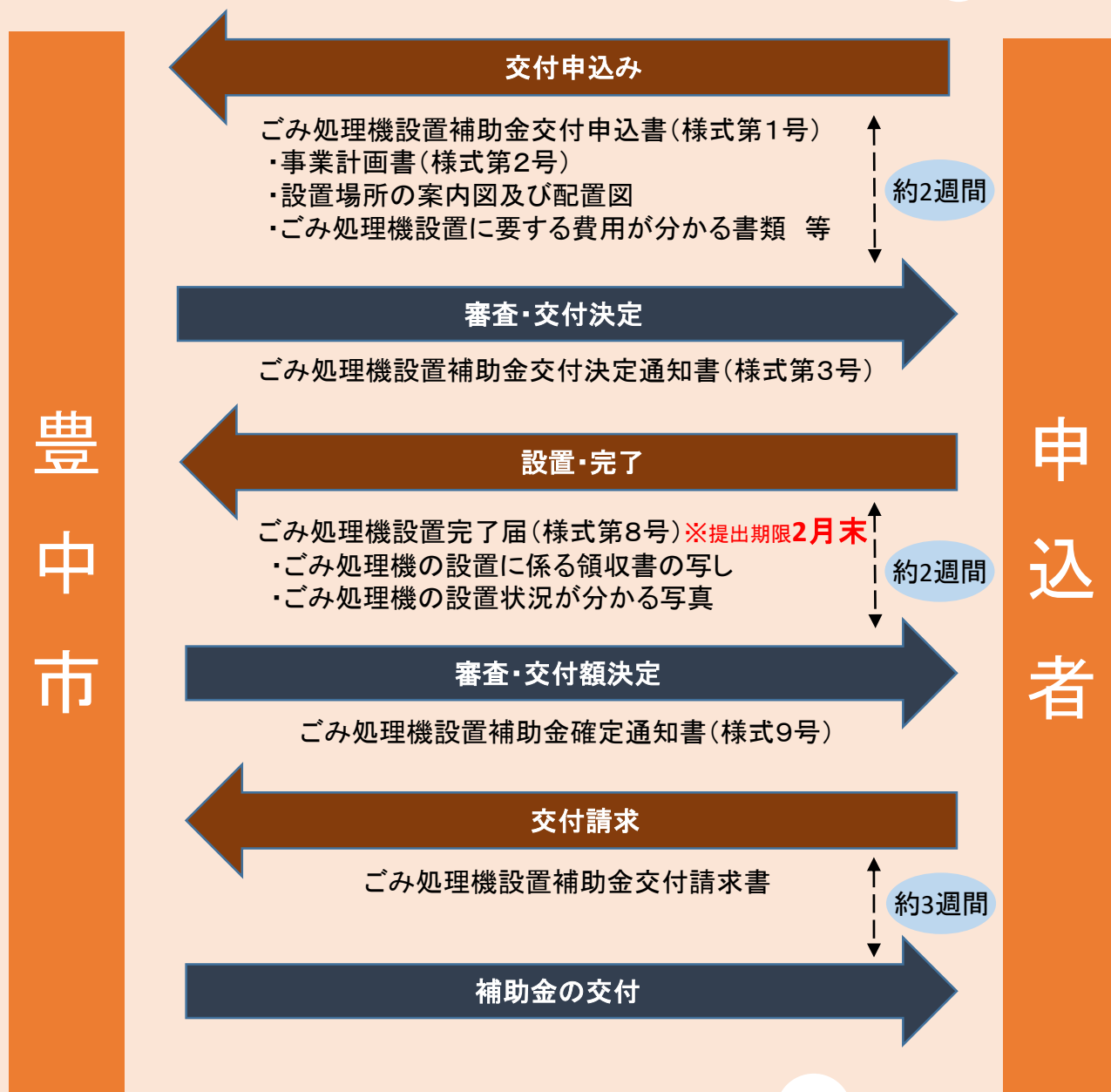
ごみ処理機本体の価格(消費税及び地方消費税を除く)に3分の2を乗じて得た額で、300万円を限度とする ※設置費用は対象外
※予算の範囲内で決定

問合せ 〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 豊中市環境部減量計画課
☎06-6858-2279 ✉genryou@city.toyonaka.osaka.jp



詳細は市ホームページを
ご覧ください

交付手続の主な流れ



注意事項

- ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理し、設置した日から6年間は継続して使用してください。
- ごみ処理機を設置した日から6年間は、年度ごとに利用状況報告書を提出してください。
- 虚偽の申請や規定に違反した場合、補助金の交付決定を取り消し、また、補助金が交付されているときは返還してもらう場合があります。